

## II 生徒指導関係

以下の事項は、本校生徒として充実した学校生活を送るために重要な「きまり」です。お互いにこれを尊重し、前橋南高校生としての自覚をもって行動し、毎日の生活に役立ててください。  
(※ 群馬県青少年健全育成条例も参照してください。)

### 1 生活全般

- (1) 始業時刻（8時40分）に遅刻しないよう、5分前（8時35分）には教室に到着しましょう。
- (2) 欠席・遅刻・早退をする場合は、事前に申し出ることが原則ですが、当日欠席・遅刻をする場合は、朝8時25分迄に保護者から学校または担任へ必ず電話で連絡をしてください。
- (3) 登校後は放課後まで原則として外出は認めません。特別な事情のある場合は、担任に申し出て「早退許可証」または「外出許可証」の交付を受けてください。
- (4) 登下校時、保護者以外の車（タクシーは除く）に乗らないこと。事情で常時保護者が送迎する場合は担任に申し出てください。
- (5) やむを得ずアルバイトを必要とする場合は、保護者の同意を得たうえで「アルバイト届」を提出してください。
- (6) 登下校の際や校内ではお互いあいさつを交わしましょう。
- (7) 校内や教室の整頓・清掃等は、一人ひとりが積極的に取り組みましょう。
- (8) 紙パック・缶・ペットボトル飲料の自動販売機があります。空き容器は分別してください。また、ピンは持ち込まないでください。
- (9) 二輪車及び四輪車の免許取得については、必ず学校の規定を確認し、無断では取得しないでください。
- (10) 喫煙・飲酒・深夜徘徊（22時以降の外出）・薬物乱用等法律によって禁止されている行為はしないことは言うまでもありません。必ず守ってください。
- (11) 携帯電話は、始業から清掃まで、授業中や校内での教育活動中は電源を切り、バッグ等に保管してください。
- (12) パチンコ店・ゲームセンター等への立ち寄りや逸脱行為は厳に慎むと共に、外泊は絶対にしないよう注意してください。
- (13) 持ち物には記名し、学業に必要なマンガ、トランプ、ゲーム機、高額の貴重品や現金等は学校へ持ち込まないでください。

### 2 服装・頭髪

- (1) 登下校の際や校内（体育を除く）では必ず制服を着用し、ネクタイをつけること。  
(※制服については、「6 制服」の項を参照)
- (2) ソックスは無地で白または、黒・紺とする（校章の大きさ程度のワンポイントは認める）。ただし、学校行事（式典・修学旅行等）の際、スカートをはく場合は紺色のハイソックスを着用し、ストッキング着用の場合はベージュとする。なお、その他のときは、黒ストッキングでもよい。
- (3) ワイシャツ・ポロシャツ・ベスト・カーディガンを着用する場合は、学校指定のものとする。
- (4) コート・オーバーを着用する場合は、標準的な型で高価でないものとする。また、無地で地味なものとする。
- (5) 頭髪は、高校生らしいものとする。（目にかからない長さとする）
- (6) パーマ・カール・染髪・化粧（アイシャドウ・マユズミ・口紅・マニキュア等）及び装飾品（指輪・ネックレス・ピアス・イヤリング・ブレスレット等）は一切禁じます。
- (7) 通学用の靴は短靴または運動靴の地味なものを使用すること。また、高価なものは避けること。
- (8) 制服は季節により以下のように着用すること。

	4月1日～4月30日	11月1日～3月31日	6月1日～9月30日
服装	上衣、ワイシャツ、ネクタイ、校章 ズボン・スカート		ワイシャツ・ポロシャツ ズボン・スカート

※5月1日～5月31日及び10月1日～10月31日は移行期間とする。